

第6章 地下汚水槽

地下室その他下水の自然流下が十分でない場合における排水は、地下汚水槽、ポンプ施設等を設けること。

地下汚水槽、ポンプ施設等の設置については、事前に管理者と協議し、設計、施工及び維持管理にあたっては、次の事項に留意すべきである。

- (1) 汚水槽の底部に勾配を付けて、ポンプ吸込み管の下の部分に汚水ピットを設ける。この大きさは、ポンプケーシング外側及び底部より間隔を20cm以下とする。
- (2) 汚水槽の容量は、時間当たり最大排水量とする。
- (3) 汚水（し尿等）槽と雑排水（厨房等）槽は、できるだけ分離する。
- (4) 汚水槽と湧水槽は完全に分離すること。
- (5) 停電の際の予備動力その他の方法を考慮すること。
- (6) 汚水汚物ポンプは、2台（1台予備）設置し、排水量に見合ったポンプを据え付け、ポンプ故障等の警報装置を必ず設けること。
- (7) 汚水槽の維持管理については、使用者又は管理人に対して「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の管理基準に基づいて、十分な管理をするよう周知徹底すること。
- (8) 使用者に不溶解物を投棄しないように注意すること。
- (9) 地下汚水には、単独に通気管を取らなければならない。
- (10) 汚水槽からのポンプ揚水は、直接宅地内の第1ますに流れるような配管として汚水の逆流を防止できる装置を設けること。